平成２５年（家）第４５０５号
岡山県瀬戸内市邑久町下山田1016番地
申立人　梶原　昌幸
岡山市東区益野町301番地３
申立人　西山　宗弘
本籍岡山市南区小串2368番地、最後の住所岡山市東区可知２丁目２番43号、死亡の場所岡山県岡山市北区、死亡年月日平成25年８月２日、出生の場所岡山県児島郡小串村、出生年月日大正10年２月17日、職業不詳
被相続人　亡　山本　　弘
事務所岡山市中区浜１丁目７―30―25　いちもと法律事務所
相続財産管理人　弁護士　市本　昭彦
岡山家庭裁判所

平成２５年（家）第９０７８号
熊本県熊本市中央区花畑町10番31号
申立人　ロンツ債権回収株式会社
本籍長崎県西彼杵郡時津町浜田郷285番地、最後の住所長崎県西彼杵郡時津町浜田郷194番地14、死亡の場所長崎市、死亡年月日平成25年５月３日、出生の場所長崎県西彼杵郡時津村、出生年月日大正14年５月16日、職業無職
被相続人　亡　田羽多勝之
長崎県長崎市栄町１―25　長崎ＭＳビル９階
相続財産管理人　弁護士　中西　祥之
長崎家庭裁判所

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２５年（家）第８００５４号
事務所佐賀県鳥栖市秋葉町３丁目25番地３吉竹ビル201
申立人　久保山且也
本籍佐賀県鳥栖市田代新町123番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所佐賀県鳥栖市、死亡年月日昭和55年６月18日、出生の場所不明、出生年月日明治40年11月23日、職業不明
被相続人　亡　緒方浩四郎
催告期間満了日　平成26年７月17日
佐賀家庭裁判所

平成２５年（家）第６０６９号
長崎県佐世保市矢岳町３番29号
申立人　髙尾　　實
本籍長崎県佐世保市木風町1442番地、最後の住所長崎県佐世保市木風町1442番地２、死亡の場所佐賀県嬉野市、死亡年月日平成25年５月11日、出生の場所長崎県佐世保市、出生年月日昭和37年４月24日、職業無職
被相続人　亡　髙尾　広康
催告期間満了日　平成26年７月23日
長崎家庭裁判所佐世保支部

平成２５年（家）第５０９号
大分県中津市殿町1431番地２西畑法律事務所
申立人　西畑　修司
本籍大分県豊後高田市玉津418番地、最後の住所大分県豊後高田市美和3639番地、死亡の場所大分県宇佐市、死亡年月日平成24年12月12日、出生の場所大分県西国東郡東都甲村、出生年月日昭和24年１月１日、職業不詳
被相続人　亡　土谷　康治
催告期間満了日　平成26年７月17日
大分家庭裁判所中津支部

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

平成２５年（家）第１０４号
福島県双葉郡富岡町大字仏浜字釜田255番地
申立人　三瓶亜細亜
本籍福島県双葉郡富岡町大字毛萱字前川原134番地、最後の住所山口県山口市以下不詳
不在者　三瓶　令子
昭和７年５月６日生
届出期間満了日　平成26年４月19日
山口家庭裁判所

平成２５年（家）第４４６号
愛媛県西予市野村町大西300番地
申立人　兵頭　義久
本籍申立人の住所に同じ、最後の住所松山市山越６丁目４番８号二宮マンション106号
不在者　兵頭　　洋
昭和28年６月23日生
届出期間満了日　平成26年４月20日
松山家庭裁判所

平成２５年（家）第３９３号
高知県高知市一ツ橋町１丁目21番地　コーポプチクレール201
申立人　濵口　末雄
本籍高知県四万十市双海448番地、最後の住所高知県高知市六泉寺町87番地２　正福ビル203号
不在者　西尾　茂一
昭和18年12月24日生
届出期間満了日　平成26年４月25日
高知家庭裁判所

平成２５年（家）第１１８７号
山口県防府市大字田島1156番地の１
申立人　金内　憲一
本籍福岡県糟屋郡新宮町大字的野432番地、最後の住所福岡県糟屋郡新宮町大字的野687番地
不在者　笠井　丈吉
明治15年12月20日生
届出期間満了日　平成26年４月17日
福岡家庭裁判所

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第１０９号
宮崎県都城市野々美谷町1933番地17
債務者　有限会社ながやまファーム
代表者取締役　永山順一郎
１　決定年月日時　平成25年12月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　谷口　　悟
４　破産債権の届出期間　平成26年１月29日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月26日午前10時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
宮崎地方裁判所都城支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第１５１号
山口市鋳銭司5854番地１
債務者　西崎　一夫
１　決定年月日時　平成25年12月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中光　弘治
４　破産債権の届出期間　平成26年２月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成26年３月14日午前11時30分
６　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１０４号
山口県下松市南花岡４丁目７番18号
債務者　長田　康則
１　決定年月日時　平成25年12月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川崎　政之
４　破産債権の届出期間　平成26年２月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成26年３月25日午後２時
６　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２５年（フ）第７５３号
宮城県黒川郡富谷町三ノ関三枚橋１－１、住民票上の住所宮城県気仙沼市内の脇１丁目39番地　アバニティービル203号
債務者　西城　久美
１　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　篠塚　功照
４　破産債権の届出期間　平成26年１月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月17日午前10時10分
６　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第４７９号
鹿児島県鹿児島市中山町849番地
債務者　樋之口順一
１　決定年月日時　平成25年12月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　本多　　剛
４　破産債権の届出期間　平成26年１月21日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月４日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係